

議 第 27 号

令和 8 年 5 月 28 日提出

熊本市立図書館協議会委員の委嘱について

熊本市立図書館協議会委員を別紙のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 遠藤 洋路

(提案理由)

図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 14 条及び第 15 条並びに熊本市立図書館設置条例（昭和 28 年条例第 62 号）第 10 条の規定により熊本市立図書館協議会委員を委嘱するため、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和 27 年教育委員会規則第 6 号）第 1 条第 11 号の規定に基づき教育委員会会議の議決を求める。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市立図書館協議会委員（案）

区分	氏名	所属団体・役職名	備考
学識経験	岡田 大輔	尚綱大学現代文化学部准教授	新任
学識経験	八幡 彩子	熊本大学大学院教育学研究科教授	新任
学校教育	岡崎 雄治	熊本市学校図書館協議会会長 熊本市立川尻小学校長	新任
学校教育	野田 建男	熊本県特別支援教育研究会会長 熊本市立あおば支援学校長	新任
社会教育	高松 幸代	熊本市地域婦人会連絡協議会理事	新任
社会教育	西島 徹郎	熊本市地域公民館連絡協議会理事	新任
家庭教育	高野 真理子	熊本市立図書館おはなし会ボランティアまど・肥後 てまり代表	新任
家庭教育	塚本 綾	熊本市PTA協議会常任理事	
公募	本田 恵典	公募委員	新任

任 期：令和8年（2026年）6月1日～令和10年（2028年）5月31日

図書館協議会関連規定

○ 図書館法

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○ 図書館法施行規則

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

○ 熊本市立図書館設置条例

第10条 図書館法第14条の規定に基づき、図書館に熊本市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会の委員は、10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

3 協議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 協議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

○ 熊本市立図書館設置条例施行規則

第27条 条例第10条に規定する熊本市立図書館協議会(以下この条及び次条第1項において「協議会」という。)に会長及び副会長各1名を置き、委員が互選する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、会長が招集する。

5 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

6 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

7 協議会の庶務は、図書館において処理する。

第28条 会長は、緊急の必要性があり協議会の会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、意見を求めることをもって協議会の会議に代えることができる。

2 前条第6項の規定は、前項の場合について準用する。